を施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	

二　［略］

2　［略］

（消費設備の調査の方法）

第三十七条　法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

を施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	

二　［略］

2　［略］

（消費設備の調査の方法）

第三十七条　法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
イ　第四十四条第一号に掲げる消費設備	(1)　第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に限る。）に掲げる基準に関する事項	［略］
	(2)　第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）、ロ、	［略］

消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
イ　第四十四条第一号に掲げる消費設備	(1)　第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る部分及び亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用したものを除く。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	［略］
	(2)　第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）、ロ、	［略］